

高齢者が居住する住宅玄関周辺への融雪マットなどの融雪装置を
整備する際に、必要経費を補助します。

融雪マット等の整備を支援します！

【事業名】 富山市高齢者住宅玄関アフローク融雪装置整備事業補助金

【対象者】 市内在住で、65歳以上の高齢者のみの世帯の方

【内 容】 融雪装置の整備に係る工事費等の 1/5 を補助金として交付
※但し、補助金限度額 100,000 円

【補助対象経費】

高齢者等が居住する住宅玄関から道路までのアフローク箇
所に融雪装置を整備するために必要な工事等の費用。

【手続き】 工事内容を検討



市役所に相談（※必ず、事前に地域コミュニティ推進課に相談をお願いします。）



交付申請書を提出（工事見積書、設置場所がわかる写真含む）



設置工事実施



実績報告書を提出（領収書、設置写真等含む）



補助金交付

冬も元気に

すごさんまいけ！



市立探偵ベロリッチ(c)TOYAMACITY/DLE

詳しくは、富山市役所地域コミュニティ推進課（TEL443-2046）へ

補助対象となる融雪装置ってどんなもの？

想定される工事等

工事内容	融雪マット設置式	遠赤外線式 融雪装置設置式
概要	地面に融雪マットを置いて 電気の熱で融雪する。	玄関軒先等に固定して設置 し、スポット融雪する。
熱源	電気	電気・ガス

※ 設置にあたっては、電源工事等を伴う場合もありますので、設備を取り扱う販売業者やリフォーム業者の方とよくご相談をお願いします。

また、熱源を使用した融雪装置ですので、電気・ガス代等のランニングコストがかかります。

地下水等を活用した水での「融雪パイプ」や埋め込み式のロードヒーティングは、補助対象外です。